

2015年5月10日

## 法制度情報：「外国人の入国、短期作業任務の完成に関する手続手順（試行）」施行について

愛知県上海産業情報センター  
安田 龍

2014年11月6日、人力資源社会保障部、外交部、公安部、文化部は連名で「外国人の入国、短期作業任務の完成に関する手続手順（試行）」（以下、手続手順という。）を公布し、2015年1月1日から施行されました。

今回の手続手順の施行に伴い、上海産業情報センターでは、上海市内で県内企業の皆様を対象として上海華鐘投資諮詢有限公司董事長総経理古林恒雄様からご講演をいただきましたので、この講演に基づき、今回の手続手順の概要をご報告したいと思います。

### 1 手続手順の実施背景

これまで中国における外国人の就業に関する法律根拠は「中華人民共和国出国入国管理法」（2013年7月1日施行）と「中華人民共和国外国人入国出国管理条例」（2013年9月1日施行）になりますが、理解が不十分のまま守られていない状況が多発しています。

科学技術、スポーツイベント、公演、管理等のために外国人が中国へ入国して、中国の法人や機構のために短期作業任務を完成する、いわゆる「就労」が増加していますが、観光客などを対象とした15日間のノービザ滞在許可を悪用した不法就労のケースも多くみられます。

今回施行された「手続手順」は、外国人が中国に来て、中国の機構や法人のために業務を行う「就労」について細分化し、その手続手順を明確にしたものであり、外国企業の人員が中国に来て業務を行う「出張業務」について新たに規定拘束するものではなく、規定の内容を良く理解し、「就労業務」と「出張業務」を混同することないように適切に対応することが必要です。

### 2 外国人の「短期作業任務の完成」の定義

まず今回の規定は標題の主語が「外国人」であることから明確なように、外国人個人の業務を規定しているだけです。外国人個人が中国国内の合作者において、何らかの技術、科学研究、管理、指導等の作業を完成させたり、映画の撮影やファッションショー等の事由で入国する場合は国内滞在が90日以内でも「手続手順」に基づき短期作業の許可及び就業ビザが必要であることを明確にしています。これは従来からも同じ考え方であり、今回の規定で何かが新しく変わったわけではありません。

所属する外国企業の出張業務として中国に来る会社員は、所属会社が中国企業と取り交わした契約業務を完成させることが目的の場合が多く、本人が業務の完

成を請け負うわけではありませんので、今回の規定の対象外です。ただし、現地企業への赴任者の場合は、現地企業に所属して就労するために派遣されており、期間の長短に関わらず就労許可と就労ビザが必要となります。

外国企業から派遣されて外国企業の業務を行う出張者ばかりでなく、個人資格で、特にノービザ制度を利用して中国でアルバイト的に短期の仕事をする外国人が激増しており、その大部分が違法就労の状態になっていることが、今回わざわざ「外国人の短期作業任務の完成についても就労許可と就労ビザが必要」と念押ししてその手続手順を明確化した理由と考えられます。

### 3 短期作業人員の入国申請の手続手順

短期作業人員の入国申請手続手順は以下の通りです。

#### ① 作業許可の申請

外国人を招聘し入国して短期作業に従事させようとする国内合作者が、人力資源社会保障部門あるいは文化主管部門に許可証書及び作業証明を申請

#### ② 招聘状あるいは招聘確認状の手続き

使用単位は、①で取得した許可証書及び作業証明書を所持して、登録地あるいは所属の被授權単位に招聘状あるいは招聘確認状を申請

#### ③ 就労ビザの申請

入国し短期作業任務を行う許可を取得した外国人は、中国の在外大使館・領事館に就労ビザを申請

#### ④ 作業類居留証明の手続

作業期限が 30 日を越えない短期作業人員は、作業証明に記載された作業期限に応じて作業し、就労ビザ中に記載された滞在期間に応じて滞在

作業期限が 30 日を越える短期作業人員は、作業証明に記載された作業期限に応じて作業し、作業証明や就労ビザ等の証明書類を持参し、公安機関に滞在期間が 90 日の作業類居留証明を申請

### 4 ノービザで訪中による業務実施

ノービザは各国共通ですが観光目的などで自国に来る外国人を想定しており、ノービザの期間内であるからという理由で、就労ビザなしで今回の規定が強調した短期業務の完成のための「就労」や、商務ビザなしで外国企業の業務命令で訪中する出張者などが、親会社が命じた業務を実施することはできません。

在日本中国大使館のホームページで中国政府見解として「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの 3 カ国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問あるいは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から 15 日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる」としています。

ここで言う「商用」というのは、外国人が中国での物品買い付けや商談、打合せ、会議への参加あるいは展示会視察などで訪中する、中国語で「経商」という商用を指しており、それほど範囲が広いニュアンスではないので注意が必要です。従って、短期業務の完成のための就労や、中国法人で何らかの業務を行う出張者

は、その期間が15日以内であってもビザを免除することは含まれておらず、所定のビザが必要となります。

この所定のビザを取得せず、不法滞在や不法就労した場合には、中華人民共和国出国入国管理法第78条から第80条までの規定により、個人や法人に対して、情状に応じて罰金や拘留が科されることとなります。

なお、実際にビザが必要か否かは、日本にある中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認していただくようお願いいたします。

上海産業情報センターでは、今後も中国の法制度について、情報提供していきたいと思っております。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。  
本情報の採否は読者の判断で行ってください。  
また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。